

阿智村教育委員会 令和7年7月定例会会議録

- 会議日時 令和7年7月24日(木) 午後1時30分
- 会議場所 阿智村中央公民館 会議室
- 出席者 教育長：黒柳紀春 教育長職務代理：原 勝人
委員：熊谷 均 委員：塚田宏子 委員：片桐瑞木
【事務局】
教育次長：實原信夫（全体進行）
こども家庭センター長：島岡佐喜子 社会教育係長：中里信之
保育園総園長：沖村信繁 学校教育係：村田浩一
学校教育専門主事：松澤 徹 学校教育専門主事：川上清宏
学校教育専門主事：佐々木豊 英語教育専門員：両角明浩

1 開会

2 教育長あいさつ

- (1) 教職員長期療養・休職者数の推移について
- (2) その他

3 議事事項

- (1) 要保護・準要保護児童生徒の認定について
・学校教育係説明

(教育長)

提案としては資料の住民税非課税家庭である、児童扶養手当が支給されている、あるいは前年度認定されており本年度も状況に変化がない、と等が認定の判断材料です。あと、下伊那の多くの自治体では対生活保護基準比が1.3より低いという数値も保護基準の認定に当たるということです。ご質問等ございましたらお願いします。

(熊谷 均 委員)

対生活保護基準比1.3が基準で1.3未満は認定の方向ということですが、1.3を大幅に超えている家庭があります。認定の要件は児童扶養手当の支給、前年度認定状況を見て該当にすることです。

(学校教育係)

基本的に対生活保護基準比は最後に見るところになります。まずは、児童扶養手当が支給されているか、非課税世帯なのかを見ていき、最後に救えなかったところを対生活保護基準比で救っていくという形をとっています。今いわれたとおり1.3

以上の値がありますが、児童扶養手当を支給していますので該当になるということで認定の原案にしてあります。

(原 勝人 委員)

ほぼ同じ質問ですが、対生活保護基準比が1.3以上で住民税を納めておられる家庭がありますが、こういう状況で児童扶養手当が支給される条件について説明をお願いします。

(こども家庭センター長)

児童扶養手当は基本的に単身保護者の場合に支給されます。毎年1回面談により家庭の状況や就労の状況、また養育費を受けている受けていない等、細かく状況調査をさせていただいて支給を決定します。しかし、所得が一定額以上である場合は、全部または一部の支給が停止されます。

(教育長)

では、認定についてご意見ををお願いします。

(熊谷 均 委員)

事務局の案のとおりでよろしいと思います。

(教育長)

他の委員の皆さんはいかがでしょう。

(各委員)

原案のとおりでよろしいです。

(教育長)

提出した要保護・準要保護児童生徒については、全員一致で認定とさせていただきます。

4 協議事項

(1) 学校のあり方検討委員会の進捗状況について

- ・松澤学校教育専門主事説明

(教育長)

今、説明がありましたが次の学校のあり方検討委員会は9月2日です。9月の会議が順調にいけば、9月下旬には答申骨子案として具体的内容が村民の皆さんにオープンになる予定です。

5 報告・連絡事項

(1) 各係より

- ① 夏季休業中の保・小・中、こども家庭センター、公民館等の日程について
(各係)
- ② 令和7年度第1回英語検定の結果について (学校教育係)
- ③ GIGA スクール構想の推進について (学校教育係)
- ④ 生成AIガイドラインについて (学校教育係)
- ⑤ 日本福祉大学自治体推薦入試推進日程について (学校教育係)

⑥ 浪合保育園の今後の運営について

(2) 8月定例会教育委員会開催予定日 8月19日(火)午後1時30分

6 閉会

(午後3時05分)

教育長・教育委員 署名/捺印